

安 全 方 針

1. 社長は、「輸送の安全の確保」が、事業経営の根幹であることを深く認識し、社員に「輸送の安全確保」がお客様に対する最大最重要な責務であるという意識の徹底において、教育指導に関して主導的役割を担っています。
2. 「輸送の安全確保」は経営者から社員一人一人にまで法令遵守を基本に、すべての業務を確実に遂行することにより成し遂げなければならない。
3. 私たちは、貸切バス事業を担う誇りと責任を有し、安全な事業者として社会に貢献し、輸送の安全に関する情報について、積極的に公表します。

熊交観光バス株式会社

代表取締役 住永裕司

令和2年6月1日

運輸安全マネジメントに係る情報の公表について

弊社におきましては、「輸送の安全の確保」は、最大最重要な責務であるとの理念のもと、経営者から全役職員が一丸となった職場環境の向上に向けた社風づくりに取り組んでいます。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

(1)「輸送の安全の確保」は、お客様に対する最大最重要な責務である。

(2) その「安全」は経営者から社員一人一人にまで法令遵守を基本に、すべての業務を確実に遂行することにより成し遂げなければならない。

(3) 私たちは、貸切バス事業を担う誇りと責任を有し、安全な事業者として社会に貢献する。

2. 輸送の安全に関する目標及び達成状況に関する報告

期 間	令和元年度（平成31年4月～令和2年3月）		
目 標	重大事故 0件	交通事故 0件	
実 績	0件	0件	

* 自社車両の不注意による軽微な接触事故が数件あったため

ヒヤリハット等活用により根絶を図っていききたい。

3. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

安全管理規定（平成25年10月1日制定）参照

4. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全確保に向け確実な PDCA の実践
- (2) ヒヤリハットの活用によるリスクマネジメント
- (3) ドライブレコーダーによる運転技術指導の徹底
- (4) 乗務員に対する健康管理によるリスクの把握
- (5) 乗務員お客様の安全のための社内除菌の徹底

5. 輸送の安全に関する教育・計画（令和2年度）

「輸送の安全確保」を実現するためには、乗務員教育、監督者教育を計画的、継続的に実施し、法令遵守、安全意識の高揚に努めてまいります。

- (1) 社内外安全講習会、点呼などを通じて安全意識の高揚共有推進

- (2) 健康診断、適性診断、ドライブレコーダー等客観的なデータを
基本に各人の特性を把握、飲酒状況も含め、個人型管理の徹底
- (3) 運行管理者、整備管理者の外部講習会への参加回数を増す事により、自覚自信の意識づけを行い、輸送の安全の意識を高める。

6. 輸送の安全に関する内部監査結果及び改善措置

監 査	運輸支局の指摘事項を中心に、総体的に監査を実施
結 果	運行管理面に於いて、印鑑漏れ,他体制に一部不具合が見受けられた。
改善措置	輸送の安全確保のため、法令遵守の精神を構築します。

7. 輸 送 の 安 全 に 関 す る 設 備 投 資

令和2年度

予算措置 無呼吸症候群検査受診（高齢者 65 歳以上）

8. 行 政 処 分 の 状 況

令和元年度に次の行政処分を受けました。

今回の処分を厳粛に受け止め、運行管理の基本を確実に遵守する

ことにより、輸送の安全の確保に尽力して参ります。

処分運輸局 九州運輸局（熊本運輸支局）

処分年月日 令和2年2月19日

処分内容 車両施設の使用停止（80日車）

違反内容 届出によらない運賃又は料金を収受していた

乗務等の記録の記録事項に不備があった

乗務員台帳の記載事項等に不備があった

9. 安全統括管理者

代表取締役 住永裕司 平成25年10月1日選任～現在至る

10. 安全管理規定

安全管理規定及び安全管理組織図、事故・災害発生時報告連絡体制図は、ホームページ掲載の通りです。

絡体制図は、ホームページ掲載の通りです。

熊交観光バス株式会社

代表取締役 住永 裕司

令和2年6月1日

輸 送 の 安 全 目 標

1 交通事故削減目標

事業年度	重大事故		交通事故				内 訳
	目 標	実 績	目 標	物 損	人 身	実 績	
令和年度	0 件	0 件	0 件	0	0	0 件	
令和2年度	0 件		0 件			件	

2 安全意識の浸透

経営者から事務職、乗務員まで一丸となり、運輸安全マネジメント実施計画の確実な実践により、安全意識の浸透を図り、交通事故削減目標に向け尽力して参ります。

令和2年6月1日

熊交観光バス株式会社
代表取締役 住永裕司

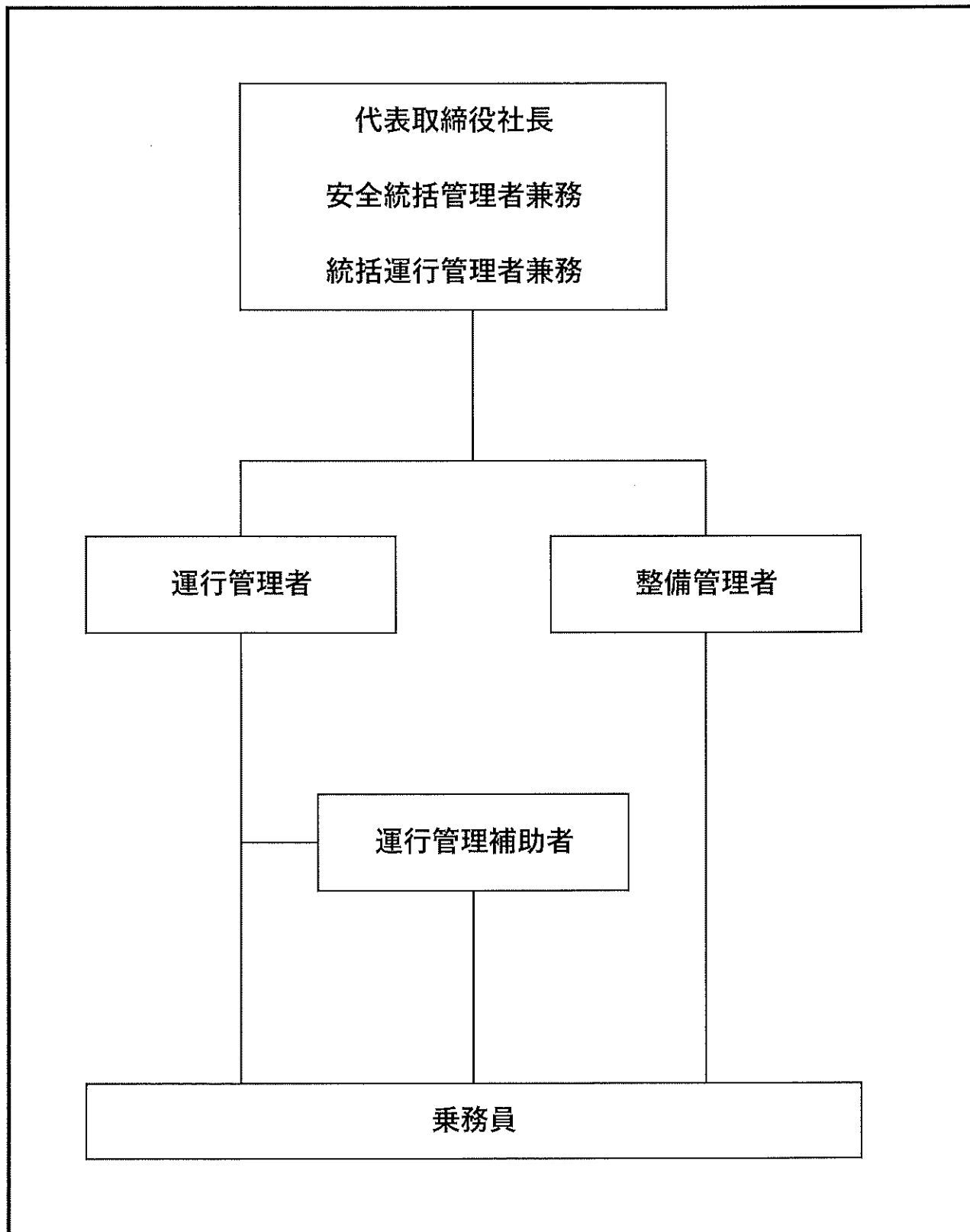
安全管理体制組織図

制定 平成25年10月01日

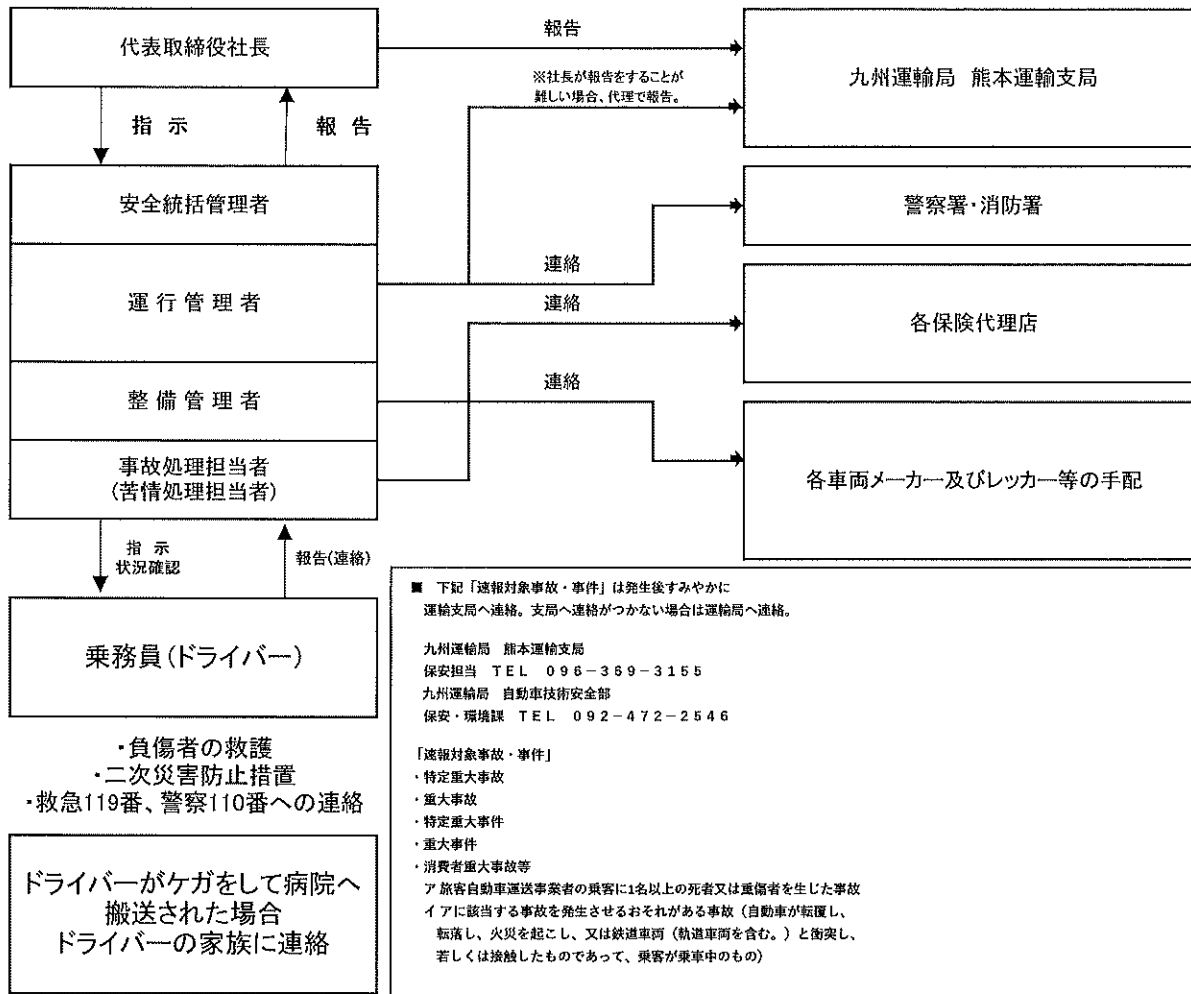
実施 平成25年10月01日

一部改定 令和02年06月01日

熊交観光バス株式会社



熊交観光バス株式会社



■ 速報対象事故・事件の詳細

※ 特定重大事故

ア 旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者

- 乗客に1名以上の死者を生じた事故
- 乗客に5名以上の重傷者を生じた事故
- 乗客に10名以上の負傷者(重傷、軽傷を問わない)を生じた事故

イ その他社会的影響が特に大きいと認める事故
 (例: 事故に関し、報道機関による報道で大きく取り上げられたとき等)

※ 重大事故

ア 旅客自動車運送事業者又は自家用有償旅客運送者

- 乗客、乗員、歩行者その他を問わず1名以上の死者を生じた事故
- 乗客、乗員、歩行者その他を問わず5名以上の重傷者を生じた事故
- 乗客に1名以上の重傷者を生じた事故
- 乗客、乗員、歩行者その他を問わず10名以上の負傷者(重傷、軽傷を問わない)を生じた事故
- 転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、若しくは接触した事故
- 酒気帯び運転(一般乗用旅客自動車運送事業者にあつては、酒気帯び運転を伴う事故)
- 自然災害に起因する可能性のある事故
- 脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因する事故(運行中止を含む)
- その他社会的影響が大きいと認める事故

(例: 事故に関し、報道機関による報道があつたとき又は取材を受けたとき等)

※ 特定重大事件

自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者に係るバスジャック、施設の不法占拠、爆弾又はこれに類するものの爆発、核・放射性物質、生物剤又は化学剤の散布、その他運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある事件であつて社会的影響が特に大きいと認めるもの(例: 報道等で大きく取り上げられた事件)

※ 重大事件

特定重大事件以外の次の事件

ア 二般乗合、一般貸切、特定旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者

- 乗客、乗員に死者が出た事件
- 乗員による業務中の暴行事件
- その他運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある事件であつて社会的影響が大きいと認めるもの(例: 報道等で大きく取り上げられた事件)

※ 事件予告

特定重大事件又は重大事件に係る予告電話、インターネットへ書き込みその他の予告行為

・負傷者の救護
 ・二次災害防止措置
 ・救急119番、警察110番への連絡

ドライバーがケガをして病院へ搬送された場合
 ドライバーの家族に連絡